文教厚生委員会　会議録

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日　時　令和５年５月３０日（火）
　　　　午前１０時開会、午前１１時４２分閉会
場　所　第２委員会室

１　開　会
２　委員長あいさつ
３　協議事項
　（１）教育委員会関係
　（２）保健福祉部関係
　（３）こども未来部関係
４　その他
５　閉　会

出席委員（８名）

委員長　　矢口　勝雄
副委員長　田中　義法
委　員　　吉田　千鶴子
委　員　　鈴木　一彦
委　員　　勝田　達也
委　員　　福田　勝夫
委　員　　平岡　房子
委　員　　根本　法子

説明のため出席した者（２３名）

保健福祉部長	羽生　元幸
社会福祉課長	坂本　英宣
障害福祉課長	白田　博規
高齢福祉課長	刈山　和幸
国保年金課長	武井　衛

健康増進課長	水田　和広
こども未来部長	平井　康裕
こども政策課長	菊田　宏巳
こども包括支援課長	佐藤　千加子
保育課長	野中　佑起男
教育長	入野　浩美
教育部長	望月　亮一
教育総務課長	塚本　富美代
教育総務課施設係長	市村　好央
学務課長	塚本　耕司
学校給食センター所長	小池　政幸
生涯学習課長	佐賀　憲一
図書館長	武藤　知子
文化振興課長	中澤　達也
博物館副館長	木塚　久仁子
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	比毛　君男
スポーツ振興課長	寺崎　敏彦
指導課長	田上　秀之

事務局職員出席者

主　幹　　高橋　陽平

傍聴者（なし）

○矢口委員長　ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。協議に入る前に自己紹介を行いたいと思います。まず、委員長、副委員長、委員が順番に自己紹介をした後に、執行部の皆様より機構順にお願いいたします。また、発言の際はマイクの使用をお願いいたします。では、私から。改めまして、委員長を仰せつかりました矢口勝雄でございます。不慣れではございますが、精一杯この委員会を実のある委員会にするために、私の務めを果たしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○田中副委員長　おはようございます。田中義法と申します。副委員長を拝命いたしました。新人ではございますが、よろしくお願いいたします。
○吉田（千）委員　おはようございます。吉田千鶴子でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。
○鈴木委員　鈴木です。よろしくお願いします。
○勝田委員　勝田でございます。初めての文教です。よろしくお願いします。
○福田委員　おはようございます。福田勝夫です。どうぞよろしくお願いいたします。
○平岡委員　おはようございます。平岡房子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
○根本委員　おはようございます。根本法子でございます。よろしくお願いいたします。
○矢口委員長　では、執行部の皆さんお願いします。
○入野教育長　教育長の入野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
○望月教育部長　教育部長の望月でございます。どうぞよろしくお願いします。
○塚本教育総務課長　おはようございます。教育総務課長の塚本富美代と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
○市村教育総務課施設係長　同じく施設係の市村と申します。よろしくお願いします。
○塚本学務課長　おはようございます。学務課長の塚本耕司と申します。よろしくお願いいたします。
○小池学校給食センター所長　おはようございます。学校給食センター所長の小池でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
○佐賀生涯学習課長　おはようございます。生涯学習課長の佐賀でございます。よろしくお願いいたします。
○武藤図書館長　おはようございます。図書館長の武藤でございます。よろしくお願いいたします。
○中沢文化振興課長　文化振興課長の中沢です。よろしくお願いいたします。
○木塚博物館副館長　博物館副館長の木塚です。よろしくお願いします。
○比毛上高津貝塚副館長　上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長の比毛君男と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
○寺崎スポーツ振興課長　スポーツ振興課の寺崎です。よろしくお願いします。
○田上指導課長　指導課長の田上秀幸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
○望月教育部長　なお、教育委員会参事の中島が欠席でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○矢口委員長　ありがとうございました。それでは、教育委員会の案件について、協議を行ってまいります。資料はサイドブックスの文教厚生委員会、令和５年、５月３０日開催、教育委員会をお願いいたします。まず、小学校スクールバス運行委託事業の補正予算（案）について、執行部より説明願います。

○塚本学務課長　サイドブックスの資料①をお願いいたします。小学校スクールバス運行委託事業の補正予算案について、御説明をいたします。１の補正の理由でございますが、背景といたしまして、昨年発生しました通園バスの園児置き去り死亡事故を受けまして、国においてバスの安全装置等に関する支援制度が創設されたところでございます。現在、土浦小学校、都和小学校、新治学園義務教育学校、菅谷小学校の４校において計１０台運行しております小学校通学バスの安全対策強化のため、降車時の児童置き去り防止を支援する安全装置、具体的に申し上げますと、バスのエンジンを切った際に警報やアナウンスが流れまして、車両後方のボタンを解除することで車内の安全確認を促すという装置でございます。こちらの取付費用について、当初予算に計上されておりませんことから、増額補正をお願いするものでございます。対象経費につきましては、国の令和４年度補正予算を財源としまして県の補助金を活用いたします。２の補正予算額についてでございますが、歳入につきましては２項県補助金、７目教育費県補助金、５節小学校費補助金でございまして、補正予算額は８８万円でございます。補助率は、安全装置１台につき上限額８万８，０００円の定額助成となってございます。歳出でございますが、２項小学校費、１目学校管理費、１７節備品購入費でございまして、補正予算額は、１５１万３，０００円でございます。備品購入の内訳でございますが、安全装置本体及び取付設置に係る経費でございまして、バス１台当たり約１５万１，０００円の費用でございます。

○矢口委員長　ただ今の説明について、委員の皆さんから何か御質問ございますか。

○吉田（千）委員　次回で結構なんですけど、できたらその装置が見えるような写真とかそういうものがあれば、どういったものかよく分かるようになりますので、それをお願いできればというのがございます。

○塚本学務課長　装置のほうはこれから購入という形になりますので、イメージ的なサンプル的なもので写真等をお見せする形で考えてございますので、よろしくお願いします。

○矢口委員長　その件はよろしくお願いします。

○吉田（千）委員　今の件ですが、委託をしてやっていただくような状況になってるんだろうというふうに思うのですが、装置はこれで、国からもそういうことで付けてということなのですが、やはり目視ということがやっぱり大事になろうかというふう

に思いますので、委託先のほうにもよろしくお伝えいただければというふうに思いますので、その辺についてお伺いできればというふうに思います。

○塚本学務課長　昨年このような事件がございまして、その後に私どものほうで委託をしている業者のほうに出向きまして、指導と通知、社内の安全確認を十分徹底するようにということで指導はしてございます。ただ、最近もこのような事故ございますので、引き続きそのような周知には努めてまいりたいと考えてございます。

○吉田（千）委員　どうぞ無事故でできますように、よろしくお願いしたいと存じます。

○矢口委員長　ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長　ないようですので、この件はこの辺といたします。つぎに、荒川沖地区学習等供用施設管理運営事業の補正予算（案）について、執行部より説明願います。

○佐賀生涯学習課長　資料の②をお願いいたします。荒川沖地区学習等供用施設管理運営事業でございます。１番の補正の理由でございますが、荒川沖の東部地区学習等供用施設の耐震診断のための補正でございます。本施設は、昭和５１年に開館した旧耐震基準の建物です。本年３月に土浦市公共施設等再編・再配置計画が策定されまして、本施設は地域の集会所と同様な利用状況から、地元の意向を確認の上、譲渡移管が妥当とされたものです。今後地元が管理方針を判断する上で耐震診断を実施する必要があり、増額補正をお願いするものでございます。２番の補正額でございますが、６目公民館費、１２節委託料４１３万６，０００円でございます。

○矢口委員長　ただ今の説明について、委員の皆さんから御質問等ございますか。

○勝田委員　１点教えてください。今後は譲渡移管を前提とされてるというふうに、伺ったと思うんですけど、イメージとしてはどのような予定なのでしょうか。

○佐賀生涯学習課長　現在は管理委託という形で地元の施設の運営委員会にお願いをしているところでございます。こちらの基本協定が令和８年３月までの基本協定となっております。施設のほうは昭和５０年当時、補助金を活用して建てた施設ですので、この施設の処分期限が補助金の関係で５０年というようなことになってございます。令和８年度まで活用しますと５０年を迎えるというようなことになりますので、それ以降に地元に移管するような形が想定されますけれども、その期間についても地元とよく話し合った上で期日等も今後決定していきたいと考えております。

○矢口委員長　ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長　ないようですので、この件はこの辺にしたいと思います。つぎに、川口運動公園整備事業の補正予算（案）について、執行部より説明願います。

○寺崎スポーツ振興課長　サイドブックスの③番をお願いします。川口運動公園整備事業の耐震診断に係る補正予算についてでございます。１の補正の理由でございますが、川口運動公園の陸上競技場管理棟及びテニスコート管理棟については、多くの一般利用があり、特に陸上競技場管理棟においては管理事務所を兼ねていることや、かすみがうらマラソンなど、今後も当面の間は施設の利用を継続すると見込まれております。平成２３年６月に策定された土浦市総合運動公園基本計画により陸上競技場及びテニスコートについては、（仮称）常名運動公園への移設が計画されていることから、これまで耐震診断を実施しておりませんでしたが、計画策定から１０年以上が経過し、現時点で計画の実現が不透明な中、利用者の安全面を最優先し、早急に耐震診断を実施することが必要と判断し、歳出予算を増額補正させていただくものでございます。２の補正予算につきましては、９款、５項、３目体育施設費の１２節委託料でございますが、本事業につきまして、１，４９２万７，０００円の増額補正をお願いするところです。内訳としましては、昭和４７年築、鉄筋コンクリート造り２階建て、８４７平米の陸上競技場管理棟が１，０４７万２０００円、昭和４７年築、鉄筋コンクリート造り２階建て、１７９平米のテニスコート管理棟が４４５万５，０００円となっております。

○矢口委員長　ただ今の説明について、委員の皆さんから御質問等ございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長　なきようですので、この件はこの辺といたしたいと思います。つぎに、東小学校屋内運動場棟長寿命化改良工事について、執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長　資料のほうはサイドブックスの資料４－１をお願いいたします。東小学校屋内運動場棟長寿命化改良工事についてでございます。本案件は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する案件でございまして、工事につきまして予定価格が１億５，０００万円以上に該当してございます。はじめに、長寿命化改良工事につきまして説明をさせていただきます。背景といたしまして、全国の公立小中学校施設は建築後２５年以上経過した建物の面積が全体の約８割となるなど、校舎等の老朽化が課題となってございます。国においては学校施設の老朽化対策は喫緊の課題であることから、厳しい財政状況の下、効率的、効果的に対策を進めるため、従来のように４０年程度で建て替えるのではなく、コストを抑えながら建替え同等の教育環境を確保することができ、排出する廃棄物量も少ない新しい方法である長寿命化改修に転換し、各自治体において個別計画を策定することといたしました。本市においても築３０年以上経過している学校施設は７６％に上っており、今後一斉に改築を迎えた際は財政面で大きな負担が掛かることが考えられるため、学校施設の長寿命化を図り、施設整備のコストを総合的に抑えながら安心、安全で持続的な教育環境を確保してい

くことを目的に、土浦市学校施設長寿命化計画を令和３年３月に策定しております。長寿命化改良工事とは老朽化した建物を将来にわたって長く使い続けるために単に不具合を直し、原状回復をする大規模改修ではなく、建物の機能や性能、現在の学校が求められている水準まで引き上げるために建物全体を改修するとともに、機能向上を目的とするものであり、いわゆる新築そっくりさんのような改修でございます。それでは、資料に基づきまして御説明をさせていただきます。本案件につきましては、８番の工事目的に記載がございますように、東小学校屋内運動場、いわゆる体育館につきましては昭和５７年に建築され、築４１年が経過しておりますことから、土浦市学校施設長寿命化計画に基づき、施設を８０年間使用していくことを目指し、おおむね築後４０年目に改修工事を行うものでございます。昨年度は本計画の最初の案件としまして神立小学校屋内運動場及び特別教室棟、土浦第四中学校南側校舎棟を実施しており、本案件は３件目となります。１の工事名称及び２の工事場所につきましては、記載のとおりでございます。工期につきましては、議会の議決を経た日の翌日から令和６年３月１５日までを予定してございます。契約金額は税込み２億３，７６０万円、契約予定の相手方は株式会社山本工務店でございます。契約方法でございますが、５月１２日に一般競争入札にて行われ、５月１５日に仮契約を締結してございます。本契約につきましては、議会の承認後締結となります。７番建物概要でございますが、屋内運動場棟が鉄骨造り７９４平米でございます。校舎からの渡り廊下、こちらも鉄造り９０平米でございます。併せて工事を実施いたします。９番主な工事内容でございます。長寿命化改良工事内容は国において基準が定められており、必ず実施する工事といたしまして、水道、電気、ガス管等のライフラインの更新のほか、構造区分に応じた工事内容がございます。今回の鉄骨造りの場合には、鉄骨の腐食対策や接合部の破損部分の補修等が求められてございます。また、原則として実施する工事といたしまして、耐久性に優れた材料等への切換え、維持管理や設備更新の容易性の確保、断熱、二重サッシなどの省エネルギー対策等が求められております。これらを踏まえまして、各施設の劣化状況に応じた工事を行うものでございます。主な具体的な改修箇所につきましては、お手数ですが、資料④－２をお願いいたします。写真は、現在の東小学校屋内運動場の現況写真でございます。右側の表に主な工事内容を記載しております。①アリーナ床塩化ビニール化から③多目的トイレ新設は、写真左下１階平面図の番号と一致して示してございます。①については、現在のアリーナの木製床を塩化ビニール床に改修いたします。これにより、耐久性、安全性、清掃性の向上のほか、ワックスがけが不要となることから、維持管理の容易性の確保が図れます。②内壁仕上げ改修は、既存の壁を剥がし、断熱材を入れ、省エネ対策を図ります。③は、多目的トイレの新設でございます。体育館は災害時には避難所となることから、国に

おいてもバリアフリー化が求められております。体育館入口の部分を改修し、多目的トイレを新たに設置いたします。写真矢印でお示ししている部分でございます。現在の体育館の２階ギャラリーの部分はほぼ全面窓となっておりますが、右下の立面図にございますとおり、外部建具の更新により断熱化に不利な開口面積を縮小し、遮熱ペアガラスへ変更することにより省エネ対策としての断熱化を図ります。体育館の屋根につきましては、全面をカバー工法により、防水性は元より、断熱材の引込みを行い、断熱性の向上を図ります。外壁につきましては、中性化対策として全面再塗装いたします。その他、電気配線更新、消火設備の更新、学校から体育館への渡り廊下の改修など、今後４０年間使用することを目標とした建物全体の改修を行います。主な改修内容につきましては、以上でございます。その他資料としまして、④－３に位置図、次の④－４は整備事業のスケジュールでございます。全体工事としまして、卒業式までに工事を完了する予定でございます。

○矢口委員長　ただ今の説明に対して委員の皆さんから御質問等ございますか。

○福田委員　二つほどお聞きしたいのですが、分かる範囲でいいです。一つは初歩的な質問ですが、こういう工事の場合、文科省や県から助成とかそういうものは一切ないのでしょうか。それが一つです。それから、今年はかなり猛暑になる。そういう予想がされているのですが、真夏に避難所になった場合に、この計画には冷房設備などが考えられているのでしょうか。その２点だけお願いします。

○塚本教育総務課長　まず、福田委員の１点目の工事の場合の補助金についてでございます。国庫補助がございまして、学校施設環境改善交付金、こちらは補助対象の経費の３分の１となってございます。その他起債等によりまして、交付金の活用を見込んでございます。２点目の真夏の避難所の関係でございます。こちらにつきましては、現在断熱化という形で進めております。近年の猛暑の対応としまして、空調設備の必要性につきましては十分認識しているところでございますが、現在は断熱性が体育館のほうにはございません。ですので、この長寿命化を図りまして、断熱性の向上を図っているところでございます。これをやることによりまして、現在の真夏の対策としましては、大型扇風機等を活用したものを置いてございますので、一定の効率アップは見込めるものと考えてございますが、今後全学校に配置するような準備を進めていくためには、まず断熱化ということが必要になりますので、そういったことを考慮しながら、電気やガスといった手法がいろいろございます。そういったところを調査研究しているところでございます。仮に有事の際には、避難所のほうに業者のほうからクーラー等を活用するというような協定も含んでおりますし、エアコンのある特別教室等を活用しての方法も考えてございます。

○矢口委員長　ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長　つぎに、中学校大規模改造事業予算の事故繰越について、執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長　資料はサイドブックスの資料５をお願いいたします。土浦第一中学校及び第三中学校昇降機棟増築工事に係る中学校大規模改造事業予算の事故繰越についてでございます。１の繰越しの理由についてでございますが、本事業につきましては、学校施設環境改善交付金を活用しており、令和４年度から３年度への前倒し内定があったことから、令和４年３月議会にて補正予算の御承認をいただき、令和４年度予算に繰越しをして事業を進めてまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりエレベーター部品や、建築資材の納入時期が遅れが生じ、令和４年度中の事業完了に至らなかったため、令和５年度予算へ事故繰越しをするものでございます。なお、本工事につきましては、８月末までに完了する予定でございます。２の繰越額でございますが、３項中学校費、３目学校建設費、１４節工事請負費、繰越額は１億２，６３９万円でございます。各内訳につきましては、記載のとおりでございます。なお、支出負担行為に額につきましては契約額、支出額につきましては令和４年度中の前払金でございます。

○矢口委員長　ただ今の説明について、質問等ございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長　なきようですので、次にまいります。中学校長寿命化改良事業予算の事故繰越について、執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長　サイドブックス資料⑥をお願いいたします。土浦第四中学校校舎棟長寿命化改良工事につきましては、２か年での工事を予定してございます。全体工事の比率を１期、１年目は４０％、２期、２年目は６０％として計画しており、本案件は、１期分に係る中学校長寿命化改良事業予算の事故繰越しについてでございます。１の繰越しの理由についてでございますが、本事業につきましても先ほどと同様に学校施設環境改善交付金を活用しており、令和４年度から３年度への前倒し内定があったことから、令和４年３月議会にて補正予算の御承認をいただき、令和４年度予算に繰越しをして事業を進めてまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、電気の配電盤を構成する重要な部分である半導体や樹脂金属などが世界的な供給不足により納期に遅れが生じ、令和４年度中に予定をしておりました１期分の事業完了に至らなかったため、令和５年度予算へ事故繰越しをするものでございます。なお、本事業につきましては、２期分、２年目分を含めまして、年度内の完成を目指しております。２の繰越額でございますが、３項中学校費、３目学校建設費、１２節委託料は工事管理委託料で、繰越額６１１万９，０００円、１４節工

事請負費は繰越額１億５，１７６万６，０００円で、内訳につきましては記載のとおりでございます。

○矢口委員長　ただ今の説明に対して、委員の皆さんから質問等ございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長　つぎに、各種計画の策定について執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長　資料はサイドブックス資料⑦をお願いいたします。教育委員会３課において策定しました３案件につきまして、私より一括で御説明をさせていただきます。おかげさまをもちまして、表に記載がございますように、（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校整備基本計画、第５次土浦市生涯学習推進計画及び第３次土浦市立図書館サービス計画を策定いたしました。各計画につきましては、サイドブックスのその他資料、計画プラン等、教育委員会にそれぞれ掲載をさせていただいてございます。後ほど御覧いただければと思います。

○矢口委員長　ありがとうございました。ここまでで教育委員会の部分は終わりなのですが、委員の皆さんから執行部に対して質問等ございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長　ないようですので、教育委員会の皆様はここで御退席いただいて結構です。お疲れ様でした。

（執行部入替え）

○矢口委員長　つづいて、保健福祉部になります。協議に入る前に自己紹介を行いたいと思います。委員長、副委員長、委員の皆さんに続いて、執行部の皆様より順に自己紹介をお願いしたいと思います。自己紹介の際にはマイクの御使用をお願いいたします。では、私から。委員長を仰せつかりました矢口勝雄でございます。務めをしっかり果たしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田中副委員長　おはようございます。副委員長を拝命しました田中義法でございます。新人ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田（千）委員　吉田千鶴子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木委員　鈴木です。よろしくお願いします。

○勝田委員　勝田でございます。よろしくお願いします。

○福田委員　どうもお疲れ様です。福田勝夫です。どうぞよろしくお願いします。

○平岡委員　平岡房子でございます。よろしくお願いいたします。

○根本委員　根本法子です。どうぞよろしくお願いいたします。

○羽生保健福祉部長　保健福祉部長の羽生です。どうぞよろしくお願いいたします。

○坂本社会福祉課長　社会福祉課坂本です。どうぞよろしくお願いします。

○白田障害福祉課長　障害福祉課白田と申します。よろしくお願いいたします。

○刈山高齢福祉課長　高齢福祉課刈山です。よろしくお願いいたします。
○武井国保年金課長　国保年金課武井です。よろしくお願いいたします。
○水田健康増進課長　健康増進課水田でございます。よろしくお願いいたします。
○矢口委員長　ありがとうございました。それでは、保健福祉部の案件について協議を行います。資料はサイドブックスの文教厚生委員会、令和５年、５月３０日開催、保健福祉部をお願いいたします。まず、令和５年度土浦市一般会計補正予算（案）について、執行部より説明をお願いいたします。
○坂本社会福祉課長　資料の①をお開き願います。令和５年度一般会計補正予算（第４回）（地域福祉推進事業）になります。１の補正の理由としまして、令和５年３月１日に荒川沖にあります一般廃棄物、産業廃棄物収集運搬等を行っております有限会社佐藤産業より社会福祉事業に対する２００万円の寄付がございましたので、土浦市社会福祉事業基金への積立てを行うための補正をお願いするものでございます。補正予算額は、補正前の予算額１，０００円を引いた１９９万９，０００円となります。
○矢口委員長　ただ今の件について、委員の皆さんから質問等ございますか。
（「なし」という声あり）
○矢口委員長　つぎに、令和５年度土浦市一般会計補正予算（案）について、執行部より説明願います。
○坂本社会福祉課長　資料の②をお開き願います。こちらの補正の理由としましては、令和３年度に行い、令和４年度にも追加で実施しました住民税非課税世帯等に１世帯当たり１０万円を給付しました臨時特別給付金事業、それから、１世帯当たり５万円を支給しました価格高騰緊急支援金給付金事業の実績による精算払の返還金が生じましたことによる返還を行うための予算の補正をお願いするものでございます。２の返還に係る概要としまして、①が令和４年度に追加で支給した臨時特別給付金の交付額に対し実績の額との差が返還金となります。②が同じく価格高騰緊急支援給付金の交付額に対し実績の額との差額が返還金となります。これらの返還期限が７月中旬となることから、本議会で補正をお願いするものでございます。４の補正予算額ですが、①の臨時特別給付金事業の歳出が３款民生費、１項社会福祉費、１２目非課税世帯等に対する臨時特別給付金で、今回の補正額９８１万６，０００円となります。②の価格高騰緊急支援給付金給付事業の歳出が３款民生費、１項社会福祉費、１１目価格高騰緊急給付金給付事業で、今回の補正額が６，６３４万９，０００円となります。
○矢口委員長　ただ今の説明について、委員の皆さんから何かございますか。
○吉田（千）委員　この返還金についてなのですが、特に価格高騰のほうが６，６００万、どうしてこれだけの予算が返還金となったのか。その理由を教えていただければなと思いますので、お伺いいたします。

○坂本社会福祉課長　こちらの価格高騰緊急支援事業のほうなのですが、こちらの対象者は、１万６，６００件ほどございました。こちらの当初の国からの予算を８億１，５００万円ほど事業費として交付決定を受けております。結果、１万５，２６７件、こちらのほうの申請がございましたので、支出が７億６，３００万というような形になりまして、その差額が６，６００万ほどの返還ということになります。１０万円を給付したものに関しましては令和３年度から実施しておりまして、令和４年度は令和３年度にもらわなかった方の非課税世帯になった方１，８９４件、こちらのほうを対象として給付しましたので、こちらの返還金は対象者が少なかったので、実際には９００万で返還金が済んだということになっております。

○吉田（千）委員　②の説明は分かったんですけれども、これの通知はどのようになさったのでしょうか。その通知ができなかったところがこういった返還金という形で出てきたということの理解でよろしかったでしょうか。

○坂本社会福祉課長　当初１万８，０００件を想定して国に申請をしておりますので、その関係で実際には１万５，０００件だったということなので、返還金が６，０００万発生してるということになっておりまして、通知のほうはあくまでも課税のデータを抽出して行っております。

○吉田（千）委員　その数が１万８，０００件ということで、通知を出したのは１万８，０００件だったという理解でよろしかったでしょうか。

○坂本社会福祉課長　当初、データの情報が出ないままで、１万８，０００件を予想しておりますので、データを抽出した結果、確認書を通知した案件が１万６，０００件だったということになります。

○吉田（千）委員　ということは、２，０００件については確認ができないものであったということで、そこには通知がいかなかったということなのでしょうか。

○坂本社会福祉課長　データがない状態で、予測で１万８，０００件にしたので、通知のほうは確実にデータを抽出して、対象になった方には確実に送付しております。

○矢口委員長　こういう事案をきっと予測しながら計画を立てていくと、きっと難しかったんだろうなと私も想像いたします。過去にこういった事例、こういう感じの給付金とかありましたか。同じような事例で。

○坂本社会福祉課長　非課税世帯をというふうになってくるのは、以前は全員に１０万円というものがありまして、その後からこの国のほうで非課税世帯に１０万円、その後に価格高騰で同じように非課税世帯に５万円というふうにやっていってますので、人数の予測のほうはあくまでも前年の実績ということで予測はするのですが、足りなくなる場合も想定されますので、その分の上乗せとして２，０００件ほど上乗せして申請をしているというような状況になっております。

○吉田（千）委員　これが最後です。要するに非課税世帯同等のものを見込んでということなんですね。そこがその２，０００件という部分で読んでいただいたということですよね。非課税世帯そのものではなくて、同等の方がコロナ禍の中で大変な思いをされているだろうと。そういう人達を救済するという意味で、プラス２，０００件を読んだ部分がなかなかそこの部分について、お知らせはしたけれども、そこまで申請者がいなかったという理解でよろしかったですか。

○坂本社会福祉課長　そのとおりでございます。

○勝田委員　今のとかぶってしまうかもしれません。しつこくて申し訳ないのですが、非課税世帯の①の住民税非課税世帯に対するということなのですが、これは申請時に令和４年度の住民税非課税世帯の数が分からなかったということなんですか。それで差額が出たということでよろしいのでしょうか。

○坂本社会福祉課長　非課税世帯は前年度の人数や過去何年間かの人数を参考にしてるので、約１万６，０００から７，０００というのを予想はしております。それと、先ほど吉田委員がおっしゃったように家計が急変して対象になるかもしれないというところは読めませんので、その辺のところを１，０００件から２，０００件上乗せして、全体で１万８，０００件というような予測を立てて、国の予算の要求を行っております。

○勝田委員　半分分かって、半分分からないんですけど、非課税世帯に限ってちょっと質問したつもりだったのですが。そうしますと、結果的に非課税世帯に対するこの給付金事業というのは、非課税世帯ということに対しては市が把握をしているわけですから、給付時には申請ではなくて、こちらから通知されるのでしょうか。

○坂本社会福祉課長　こちらに登録されている口座番号を申請用紙といいますか、確認書のほうに記載しまして、こちらのほうに振り込むような形になりますということで、確認書を送って、それが間違いがないかということで返送していただいて、給付するというような形をとらせていただいております。

○勝田委員　分かりました。こちらが送って帰ってこなかったものがあったとか、あるいはその対象者で給付できなかった人というのはいるんですか。

○坂本社会福祉課長　こちらのほうは、受給を拒否しますというような通知も当然返ってきます。それから、申請しても返ってこない確認書がありますので、そういった方には期間受付期間の後半に再度通知を差し上げますので、それでも帰ってこなかったというのが１，８００件ほど。価格高騰なんかで申しますと１，８００件ほど、通知文が返ってこないというものがございます。

○勝田委員　非課税世帯で返ってこなかったのはあるわけですよね。

○坂本社会福祉課長　①のほうですか。すみません。①のほうは１万８，４５０件が確認書の送付で、確認書が返送されたのが１万６，８８０件です。

○勝田委員　分かりました。

○矢口委員長　ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長　この件はこの辺にしたいと思います。つぎに、令和５年度土浦市一般会計補正予算（案）について、お願いいたします。

○坂本社会福祉課長　資料の③をお開き願います。こちらの補正は、生活保護対策事業になります。１の補正の理由ですが、令和５年１０月に生活保護費の基準改定があるとの通知が４月に厚生労働省のほうからございまして、生活保護費を支払うためのシステムの改修委託料が今回補正をお願いするものでございます。なお、費用の２分の１が国庫補助の対象となっております。補正予算額ですが、歳入が１６款国庫支出金、２項国庫補助金、２目民生費国庫補助金の生活困窮者就労準備支援事業等補助金で７４万８，０００円となります。歳出が３款民生費、３項生活保護費、１目生活保護総務費の委託料１４９万６，０００円となります。

○矢口委員長　この件について、委員の皆さんから質問等ございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長　ないようですので、次にまいります。土浦市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、執行部より説明願います。

○武井国保年金課長　サイドブックスの資料④をお開き願います。土浦市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、御説明いたします。今回の改正理由ですが、令和５年４月１日施行の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正により、この条例の条例附則第４条の令和２年度における保険料の賦課総額の算定の特例と、条例附則第５条の令和２年度における所得の少ないものに係る保険料の賦課額の特例が削除されたことにより、市の条例で引用していた条例附則第６条が第４条に繰り上げられたことによる一部改正でございます。この一部改正に伴いまして委任規定を加え、文言の修正等を行っております。つぎに、主な改正内容ですが、改正理由でも御説明いたしましたとおり、附則第６条、第１項を附則第４条、第４条、第１項に繰り上げ、新たに規則へ委任する規定を追加いたしました。施行日につきましては、公布の日から施行といたします。

○矢口委員長　ただ今の説明について、質問等ございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長　なきようですので、次にまいります。その他として、健康増進課より説明がございます。

○水田健康増進課長　皆様の元に地図を資料として配布させていただいております。委員の皆様も既に御承知おきのこととは存じますが、先週の５月２５日木曜日の読売新聞において、神立病院の移転に係る記事が掲載されたところでございます。その経緯について、御説明申し上げます。はじめに、かすみがうら市において、令和４年、昨年の６月に民間企業から２．８ヘクタールの土地を購入し、前市長であります坪井市長は、当初、市の出張所や図書館などを備えた複合交流拠点施設を整備するという方針でございました。しかしながら、７月の市長選挙で当該用地の見直しを掲げて当選した宮島市長は、昨年１１月の全員協議会の場で複合交流拠点施設は整備せず、公園を整備する計画を表明しておったところでございます。しかしながら、先週の２４日の全員協議会におきまして、公園整備から一転し、民間に提供する方針が明らかになったところでございます。購入した用地２．８ヘクタールのうち、約２ヘクタールに関して神立病院を誘致し、残りの０．８ヘクタールについても民間企業の誘致を目指す意向を示したものでございます。かすみがうら市と神立病院とのやりとりにつきましては、昨年の秋に神立病院側が市有地を賃借して移転したい意向を市側に示しておりまして、両者で協議を重ね、５月１９日付けで覚書を交わし、その中において１１月末までで基本合意に向けて賃料や賃借期間などを協議していくというものとなります。本市といたしましても突然のニュースでありましたことから、かすみがうら市と神立病院に聞き取りを実施させていただきました。また、２６日の金曜日には、かすみがうら市において臨時の市長記者会見が行われ、今御説明申し上げた内容とほぼ内容変わりないということから、これから協議が始められるものと推察されます。本市といたしましても、両者において協議決定される内容を随時情報収集し、委員の皆様に報告してまいりますので、御理解の程よろしくお願いいたします。地図を御覧いただければと存じます。①が三つございまして、白抜きの②が当該用地になります。一番左の①が現在の神立病院の位置するところで、真ん中の①がちょうど境界のところになります。一番右の①が神立駅、それぞれ距離を神立病院、既存の神立病院のほうからですと約９００メートル。境界がこの土地と接してございますけれども、おおむね１６０メートル。神立駅からですと８７０メートルほどの距離に位置する用地でございます。

○矢口委員長　配布いただいた地図の資料で確認なのですが、地図の中央に太い実線は政区の境で、所要時間と書いてあるのは徒歩での所要時間というふうな理解でよろしいでしょうか。

○水田健康増進課長　委員長のおっしゃるとおりでございます。

○矢口委員長　皆さんから何か質問ありますか。

○福田委員　この件は５月２７日茨城新聞にかなり詳しい書き方がされてましたけれど、これは分かる範囲でいいのですが、神立病院側としての対応は正式に決まったんですか。

○水田健康増進課長　覚書を交わした内容としては、これから協議を始めていきます。１１月末に向けて賃料や賃借期間をこれから話合いを始めるというものと、新聞からは確認できておりますので、まだ内容については詰まってるものではないです。これから、かすみがうら市と協議を始めていくという内容でございます。

○矢口委員長　ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長　最後に、ほかの件に関して執行部に何か御質問ございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長　ないようですので、この辺にしたいと思います。保健福祉部の皆様は御退席いただいて結構です。ありがとうございました。

（執行部入替え）

○矢口委員長　執行部はおそろいのようですので、始めたいと思います。協議に入る前に自己紹介をしたいと思います。先に委員のほうから、つづいて、執行部の皆様よりマイクを使っての自己紹介をしたいと思います。まず、私から。委員長の矢口勝雄でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中副委員長　こんにちは。副委員長の田中義法でございます。新人ではございますが、よろしくお願いいたします。

○吉田（千）委員　吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木委員　鈴木です。よろしくお願いします。

○勝田委員　勝田でございます。よろしくお願いします。

○福田委員　どうもお疲れ様です。福田勝夫です。よろしくお願いします。

○平岡委員　平岡房子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○根本委員　こんにちは。根本法子でございます。よろしくお願いいたします。

○平井こども未来部長　本年４月にこども未来部長を拝命いたしました平井と申します。どうぞよろしくお願いします。

○菊田こども政策課長　こども政策課菊田と申します。よろしくお願いいたします。

○佐藤こども包括支援課長　こども包括支援課佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○野中保育課長　保育課の野中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○矢口委員長　ありがとうございました。それでは、協議に入ってまいります。こども未来部の案件について行います。資料はこども未来部をお開きいただきたいと思い

ます。まず、土浦市家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）について、執行部より説明願います。

○野中保育課長　それでは、サイドブックスのこども未来部の資料①をお願いいたします。土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明させていただきます。はじめに、家庭的保育事業等につきましては、平成２７年から施行された子ども・子育て支援法により市の認可事業として新たに制度化された事業で、０歳から２歳児までの子供を主として預かる事業で、本市では１５施設が該当いたします。また、特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業については、家庭的保育事業等と同じく平成２７年から施行された子ども・子育て支援法により、施設型給付費と地域型保育給付費を受けることができるようになった施設で、市内ではほぼ全ての教育保育施設として４８施設が該当いたします。それでは、１番の主な改正の理由ですが、こども家庭庁が令和５年４月１日に設置されたことにより、引用省令での基準の所管が厚生労働省から内閣府に移管されたことから、文言の修正を行うため、条例の一部改正をするものでございます。２番の主な改正の内容ですが、（１）といたしまして、土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正で、引用省令である基準の第３５条中、厚生労働大臣が内閣総理大臣に改正されたことから、条例の第２５条中、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものでございます。（２）といたしまして、土浦市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正で、①としまして引用省令である基準の第３５条中、厚生労働大臣が内閣総理大臣に改正されたことから、条例の第１５条、第１項、第４号中及び第４４条中、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものでございます。②としまして、引用省令である基準の所管が厚生労働省から内閣府に移管されたことから、条例の第３７条中、同省令を同令のほうに改めるものでございます。３番の施行日については、公布の日から施行するといたします。４番の添付書類としまして、条例改正の案文と新旧対照表をサイドブックスに別添資料として載せてございますので、後ほど御確認いただければと思います。

○矢口委員長　ただ今の説明について、何か質問等ございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長　つぎに、保育所等における送迎バス安全対策支援事業の補正予算（案）について、説明願います。

○野中保育課長　それでは、資料の②をお願いいたします。令和５年度土浦市一般会計補正予算（第４回）の保育所等における送迎バス安全対策支援事業の補正予算（案）

について、御説明させていただきます。１番の補正の理由ですが、令和４年９月の静岡県の認定こども園で発生した送迎バス置き去り事故を受け、送迎バスでの子供の置き去りを防止するため、保育所や認定こども園等で現在使用している送迎用バスに安全装置の設置に要する費用を補助することにより、子供の安全安心を確保するために増額補正を要望するものでございます。２番の事業の概要ですが、（１）としまして事業内容については、市内の保育所等で使用するバス降車時にバス内に児童が置き去りになることを防ぐため、安全装置の設置補助を行うものでございます。（２）対象施設及び対象台数については、私立保育所が１施設で１台、幼保連携型の認定こども園が４施設で９台で、認可外託児施設が２施設で２台の合計７施設で、１２台が対象になります。（３）としまして、全体事業費につきましては、バス１台当たりの基準額が１７万５，０００円で、こちらは国の保育対策総合支援事業費補助金になります。１７万５，０００円掛ける１２台で２１０万円。こちらの負担割合は、国の１０分の１０になります。３番の補正予算額ですが、歳入は１７款県支出金、２項県補助金、２目民生費県補助金、５節児童福祉費補助金で、当初予算額が１億４，３８０万３，０００円で、今回補正額としまして２１０万円を計上させていただき、補正後の予算額が１億４，５９０万３，０００円になります。つづきまして、歳出につきましては、３款民生費、２項児童福祉費、６目私立保育園費で、１８節負担金補助及び交付金としまして２１０万円を計上させていただくものでございます。

○矢口委員長　ただ今の説明について、御質問等ございますか。

○吉田（千）委員　先ほど小学校のほうでもちょっとお話をさせていただいたんですけれども、もう既にバスの事業者に対しては注意喚起、そういったことをしていただいてるというふうに思うのですが、改めてこの装置が付いても目視ということが大事になろうかと思いますので、その点はしっかり指導をよろしくお願いしたいというふうに思います。それから、もう一つ。設置するのはこれからだというふうに思いますが、大体こういうものだよというのがもし分かれば、小学校のほうもそのようにお願いしたところなのですが。もし、保育のほうでも物があれば、次回で結構ですので、よろしくお願いします。

○野中保育課長　今吉田委員からありました目視の重要性なのですが、当市のほうではこのバスの事故があった時に、すぐに各施設のほうに通知を出しております。改めてこちらの目視の重要性について、通知を出していこうと思っております。また、先ほど学務課のほうから送迎バスの措置について、御説明があったかと思いますが、本市のほうでもそちらの措置については、園のほうがどういうものを付けるかというのは自由で決めることにはなるのですが、学務課の装置は良い装置だと思いますので、こちらのほうを推奨してまいりたいと考えております。

○吉田（千）委員　注意を徹底していただくと同時に、とても良いものを推奨していただけるということなので、是非その辺はよろしくお願いしたいと思います。

○矢口委員長　ほかにございますか。

○鈴木委員　今の関連なのですが、その装置は各園ごとが選考するという理解でよろしいんですか。

○野中保育課長　鈴木委員のおっしゃるとおりでございます。

○鈴木委員　そうすると、考え方によっては各社が様々な装置を使うということも想定されるということでよろしいのでしょうか。

○野中保育課長　装置につきましては、国のガイドラインの基準を通ったもので、国のホームページのほうに紹介されております。その中で、うちのほうの基準に合うものを各園に付けていただくような形になります。

○鈴木委員　国の安全基準を満たしているというのはすごく当然なことで、それを満たしていないものを付けさせるわけにはいかないのは当然です。それでは、市のほうは独自の基準を持っているんですか。

○野中保育課長　市の基準は要綱を作成している段階でして、まだ持っておりませんので、検討してまいります。

○鈴木委員　とにかくこれは付ければいいというものではなくて、子供たちの命に関わる装置ですよね。安全装置だから。付けるに当たっても、先ほど吉田委員もどういう製品か見せてくれというように、果たしてきちんと作動するかどうか。なので、目視も必要になってきますが、きちんと作動するかどうかとか。先進事例はあまりないわけですよね。製品の点検等は十分行って推奨していかないと。もし、間違いがあったというのは許されないことなので、導入に際しては役所のほうでも十分に各バス会社等と連絡を取って、より良い物が入るように配慮をお願いいたします。

○野中保育課長　鈴木委員からもありましたように、確かにその装置自体がすばらしい物かどうかというのは確認ができません。茨城県のほうでは、各県内の幼稚園に先行して付けている事例もございますので、県のほうに装置について協議いただきまして、市のほうでも確認を行ってまいりたいと考えております。

○矢口委員長　この件に関しましては、２件目の事故が起こった後、前期になりますが、この文教厚生委員会で議題として取り上げて、土浦市の状況を御報告いただいた経緯があります。市民からも非常に関心の高いことだと思いますし、今こうして委員の皆さんからも御意見が上がったところですので、ある程度、各園で安全装置が導入が進んだところで、私たちのこの委員会でも視察をしてみてはどうかなと思うんですが、委員の皆さんいかがでしょうか。単に装置を見るだけでなくて、どのように園の

ほうで安全確認の運営が行われてるのかどうか。私たちも是非確認すべきではないかなと思うのですが。いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○矢口委員長　それでは、そのようにお計らいいただきますようにお願いします。特に、いろんな装置がもしあるとしたら、なるべく多くのものを実際に見てどのように運営されてるかというのを私たちも確認の上、今後行われるであろう議会報告会で文教厚生委員会はこのようなことを行っているというのは、市民の皆さんにもお知らせしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。では、この件については、この辺でということで。つぎに、土浦市保育施設等長寿命化計画の策定について、お願いいたします。

○菊田こども政策課長　資料の③－１をお願いいたします。土浦市保育施設等長寿命化計画の策定についてでございます。本市の公立保育所や児童館等におきまして、令和４年３月に改定しました土浦市公共施設等総合管理計画に基づいて、保育施設等に必要な機能を効率的に維持し、また、中長期的な施設整備の改修等に係る更新コストの削減と平準化を図るよう、本年３月に土浦市保育施設等長寿命化計画を策定いたしました。１番の対象施設は、旧施設で保育所については荒川沖、東崎、天川、神立、療育支援センター、児童館は都和ポプラ、子育て交流サロンのわらべ、のぞみでございます。２番の計画の概要は、施設保全の考え方につきまして、従来の事後保全の考え方から予防保全の考え方へ転換しまして、計画的な改修等により施設の安全性を確保し、改修時期の全体調整により財政負担の平準化を図るものでございます。本市の保育施設等は建築後４０年以上計画した施設が多く、老朽化の進行が見られることから、施設の実態につきまして、修繕等の情報整理や現地調査、目視による現地調査を行いまして、劣化状況を把握しました。これを踏まえて財政負担を平準化し、適正な時期に改修更新を図れるように、長寿命化の実施計画を検討しました。３番の現地調査の結果につきましては、施設の築年数や劣化度調査の結果は、表のようになりました。真ん中辺りの列で、築年数というところがございますが、こちらでは、この９施設のうち、６施設は４０年以上が経過しております。建物のその横の建物の部位ごとの劣化判定結果につきましては、劣化度について、ＡからＤの四つの区分で示しております。Ａはおおむね良好、Ｂは部分的に劣化している、Ｃは広範囲に劣化、Ｄは早急な対応が必要というようなものですが、このＤの早急な対応が必要というものはございませんでした。その横のところで劣化度というのを数値化しております。まず、建物の健全度というのを数値化をして、それを１００からその健全度を差し引いた数値を劣化度として表示しております。点数が高いほうが劣化度が高いことを示しております。その横のグループにつきましては、建築、築年数と劣化度によりまして四つ

のグループに分けております。次のページの一番下のところにグループ分けの基準を掲載しておりますが、劣化度が４０点以上かどうか、築年数が４０年以上かどうかということによりまして、四つのグループに分けております。築年数が４０年以上の施設は６施設、劣化度が４０点以上の施設は４施設、築年数が４０年以上、かつ、劣化度が４０点以上のグループを第１グループとして分けておりますけども、その第１グループはこのピンク色のところで、四つの施設となっております。次のページをお願いいたします。４番の基本的な方針及び長寿命化の実施計画につきまして、（１）の基本的な方針のほうは、まず、更新周期につきましては従来型の考え方では竣工して２０年で大規模改造を行い、４０年で改築を行う考え方ですが、長寿命化型では竣工して２０年で大規模改造により機能回復をして、４０年で長寿命化改修で機能を向上させる。これを行って、８０年で改築を行う考え方になります。この８０年というのは鉄筋コンクリート造りの場合でございまして、構造によっては木造とか軽量鉄骨造りなどがございますけども、それらは５０年で改築の考えでございます。保全方針につきまして、事後保全型については、劣化など大規模な不具合が生じた後に修繕をするという考え方から予防保全として計画的に施設の点検修繕等を行って、不具合を未然に防止する考え方に転換していくものでございます。（２）の長寿命化の実施計画につきましては、本市の多くの保育施設等は、築４０年目の長寿命化改修の実施時期に重なっておりまして、本来であれば、早期に長寿命化改修を実施することが適当と考えられます。しかし、築４０年以上経過している施設を一律に長寿命化改修することは現実的に不可能であり、かえって不経済になることも考えられます。そのため、更新コストの削減と平準化を図りながら、計画的な部位修繕、大規模改造などを行って、適正な維持管理に努めるものでございます。また、築年数と劣化度で区分した四つのグループのうち、築年数が４０年以上、かつ、劣化度が４０点以上の第１グループの施設につきましては、早期に部位修繕、大規模改修等を行う必要があると考えております。ここで、資料③－２にこの計画の概要版をお示しさせていただいておりますので、資料の③－２のを御覧いただきたいと思います。③をお願いいたします。この資料③－２として計画の概要版でございます。資料の左側の中ほどの所、上から四つ目のところに計画期間というのがございまして、この計画期間は２０２３年度から２０６２年度のおおむね４０年間を見通すものでございます。その下の対象施設につきましては、保育所４所、療育支援センター１所、児童館２館、子育て交流サロン２所の計９棟でございます。そして、資料右側の対象施設の実態及び劣化状況評価につきましては、先ほどの表と同じものでございまして、築年数や劣化度によりグループ分けをしております。次のページをお願いいたします。更新周期の設定というところでございますが、先ほどと同じように、従来型では竣工して２０年で大規模改修、４

０年で改築ですけれども、長寿命化型では竣工して２０年で大規模改造、４０年で長寿命化改修、８０年で改築という考えで、そのイメージ図を掲載しております。その右側のページのほうをお願いします。従来型と長寿命化型の維持コストの比較でございます。これは、施設に係る将来更新費用を文部科学省の学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書付属ソフトというものを用いて、従来型と長寿命化型の比較を行ったものでございます。従来型のほうでは、特に４０年以上経過した建物について、今後１０年目から２０年目の間に一斉に更新時期を迎えるということで、この令和１５年から２４年の辺りに青い色の棒グラフが集中しておりますけども、これが改築が集中するというような意味でございます。従来型の場合はここで改築が集中するということになりますけども、これを長寿命化の考えの基、改修時期の全体調整も考慮しまして、財政負担の平準化を図るように考えたものが右側の長寿命化型の計画になります。事業費の削減と一時期に費用、改築が集中しないように分散させるようにして、４０年間で約２．７億円の縮減という計算でございまして、財政的な偏りを抑えるように考えております。では、資料の③－１のほうにもう一度お戻りいただきたいと思います。この資料③－１の５番目のところでございます。５番目の今後の対応につきましては、築年数が４０年以上経過し、かつ、劣化度が一番高い結果となりました荒川沖保育所につきまして、今年度に予算化している保育施設等更新調査委託における対象施設としまして、更新方法について検討してまいります。また、ほかの施設につきましても施設の劣化度及び保育ニーズへの対応を勘案しまして、現況から適当と判断した整備方法について、検討してまいります。

○矢口委員長　この件につきまして、委員の皆さんから御質問等ございますか。

○鈴木委員　資料③－２、すばらしい長期的な計画を綿密に立てて、さすがの財政にも精通してる菊田課長ということで、感心をいたしました。今年度、荒川沖保育所を計画に入れてもらって着手されるということですが、その先の３か年、５か年、そういうくくりで、荒川沖がやったら次はどこという具体的な見通しというのは、現時点ではまだできていないのでしょうか。

○菊田こども政策課長　この長寿命化計画の中では、順番をつけて並べております。ただ、実際の予算の査定の関係では順番も前後することも考えられますし、厳密には３か年事業に位置付けをしながら検討していくようなことになってまいります。

○矢口委員長　ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長　ないようですので、次にまいります。認定こども園土浦幼稚園の整備について、説明願います。

○菊田こども政策課長　資料の④をお願いいたします。資料の④の認定こども園土浦幼稚園の整備についてでございます。まず、（１）の工事の状況でございますが、現在の進捗状況は大分進んでおりまして、建物の外側も内側も大体出来てきております。外部の階段の鉄骨工事も取りかかっておりまして、トイレブース設置、衛生器具設置、衛生器具取付、外部給排水管、雨水配管工事、電気器具取付工事などを実施しておりまして、４月末の時点では予定進捗率５２．３％に対しまして実際の進捗率は６０．０％と予定どおり進んでおります。施設のパース図につきましては、御覧のとおりでございます。（２）の今後の工事、開園までのスケジュールにつきましては、６月には家具ブース、厨房機器、電気器具、機械設備の取付け、電柱の移設、７月には外構工事、電気、空調設備等の機器試運転など、また、保護者説明会を７月１５日の土曜日に予定しております。次のページをお願いいたします。８月には、駐車場や道路の舗装、そして、８月中に県完了の検査を行いまして、８月の末に引渡しを受けて、９月には引越作業や備品等の搬入、そして、内覧会。開園式につきまして、９月２０日以降で調整してまいります。内覧会につきましては、市議会議員、教育委員、保護者、園児、市執行部に分けての開催を検討しております。開園式につきましては、１０月２日の月曜日から保育が始まりますので、事前の保護者、園児の内覧会と合わせての開催を検討しております。正式には８月頃に改めて御連絡いたします。（３）の園舎の状況につきましては、５月１２日時点での写真でございますけれども、園舎自体大分出来上がっておりまして、内部も配管を施した上で、床張りも進んでいる状況でございます。

○矢口委員長　この件について、質問等ございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長　ないようです。内覧会を楽しみにしたいと思います。よろしくお願いいたします。その他として保育課より説明がございますので、野中課長お願いいたします。

○野中保育課長　それでは、資料の⑤を御覧いただければと思います。令和５年度認可外保育施設等の立入調査でございます。１番の立入調査の概要ですが、昨年度に市内の認可外保育施設で死亡事故が発生し、市の立入調査の形骸化について、県の検証委員会から指摘されたことから、自主点検表に書類の確認欄を設けて立入調査を徹底することといたしました。通常、年度末に行っていた立入調査を認可外保育施設等につきましては、実施時期を前倒しして実施しております。２番の立入調査日程等ですが、今回調査対象施設のほうは１４施設で、現在８施設まで終了しております。軽微なものとしては、消毒液が置いていなかったり、文書指導が必要なものとして安全計画に不備があったり、消火設備に不備があったものがございました。それにつきまし

ては、報告後に保育課のほうで指導を徹底してまいりたいと考えております。現在取りまとめを行っておりますので、調査の終了次第、結果につきましては本委員会のほうで報告させていただければと思います。３番の立入調査の流れですが、３日前までに施設から調書が提出され、内容を確認しております。調書に記入漏れはないか、内容に矛盾点はないか、自主点検票に記入漏れはないか、保育士と在籍児の記入内容に矛盾はないか。こちらは、法令で保育士１人当たりについて、何人の児童が見られるかという基準がありますので、そちらを確認するものでございます。その後、調書に疑義がある場合は各施設に連絡し、確認する。実地検査当日は調書と自主点検表に沿って各項目に関する書類や現場の状況を細かく確認を行っております。書類で確認する部分は口頭での確認のみでなく、必ず書類での確認を行ってございます。最後に、県の検証委員会からの提言等によりまして、変更するものとして４点ございます。まず、１点目としまして、事件後に立入調査のチェックリストの様式を改定し、保育従事者の出退勤の状況を記録していない施設に対しては必ず記録するように指導するとともに、保育従事者の数が足りているか、出退勤の記録を必ず書面で確認することといたしました。また、真っ先に取り組むものとしまして、子供の健康と安全を確保するため、午睡等の観察記録を必ず確認し、特に夜間保育施設の抜打ち調査を実施し、実態を確認することといたします。２点目といたしまして、保育課内での調査担当者が研修等でスキルを高め、基準の重要性を施設に説明することができ、保育従事者の相談を受けられるようにいたします。３点目といたしまして、市のホームページに各保育施設の指導監査の結果及び問題があった項目についても公表を行い、保護者の方が入所の際に判断基準として参考とするものといたします。最後の４点目といたしまして、立入調査を実施して不備がある場合は、国や県の基準に従い、口頭指導や文書指導を行ってまいります。しかし、それでもどうしても改善が見られない施設の場合は、子供の安全確保を第一に考え、速やかに改善勧告を発出することといたします。

○矢口委員長　ただ今の説明について、何か御質問等ございますか。私のほうから。単純に言うと、強制力がどこまであるのかということを御説明いただけますか。

○野中保育課長　こちらの認可外保育施設というのは、元々は県の指導監督に基づいて行うものでございます。ただ、こちらの改善勧告までは市のほうに権限委譲がされておりまして、それ以上になる行政処分といいますか、施設名の公表や事業の停止等は全て県の指導の下に行うものでございます。

○矢口委員長　分かりました。いずれにせよ、今回のこの報告は昨年度の死亡事故を受けて、二度とこういった事案を起こさないという強い思いでやられていると思います。どういう形であれ、実行力のあることを是非行っていただきたいなと思います。ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長　最後に、その他として執行部から何かございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長　委員の皆さんから何か執行部へございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長　ないようですので、以上で文教厚生委員会を閉会いたします。